

不妊治療費助成の現況について

板橋区では、平成28年10月より、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている方を対象に、特定不妊治療の医療費から、都で承認決定された助成額を差し引いた実費額に対し、都が承認した内容で実施する治療1回につき5万円または、2万5千円を上限額として助成を行っている。

1. 周知方法

- ・ホームページとTwitterに常時掲載。
- ・健康推進課・女性健康支援係・各健康福祉センターの窓口にて申請書を配布している。
- ・令和3年の所得制限の撤廃等対象者拡大の周知は、上記に加え、産業振興公社のメルマガと産業連合会ニュースに記事を掲載した。

2. 実績

| 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | | 3年度 | |
|------|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 661 | 28,464,321 | 664 | 28,347,796 | 755 | 31,967,204 | 877 | 36,577,573 |

3. 参考

「東京都特定不妊治療費助成事業」は、制度創設の平成16年度以降、様々な見直しが行われてきたが、平成31年4月には夫婦合算の所得制限を730万円未満から905万円未満に緩和された。

令和3年1月1日以降に治療を終了した回からは、所得制限の撤廃や助成額上限額を1回30万円（又は10万円）にするなど、対象を拡大している。